

平成28年第11回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成28年9月12日(月) 午前11:00~午前11:30

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	2	谷地村久人
〃	3	佐藤久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男
最適化 推進委員		畠山 敏見

4. 欠席委員 (1人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第8号 農地の転用事実に関する照会に対する回答書について

日程第4 議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第26号 農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認について

(平成 28 年第 11 回 9 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、7 番、長根 孝衛 君にお願いします。</p>
	(新郷村村民憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 11 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>それでは議事録署名委員には、4 番 高見 憲正君並びに 8 番 小澤 守昭君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に、日程第 3 報告第 8 号 農地の転用事実に関する照会に対する回答書について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 8 号 農地の転用事実に関する照会に対する回答書について報告いたします。</p> <p>3 ページの「農地の転用事実に関する照会書」をご覧ください。本来農地の地目を変更する場合は、転用許可あるいは非農地証明を受けまして、申請者が法務局で手続きを行うわけですが、過去に農業委員会の手続きを踏んだと思われる案件で相当年数が経っている場合については、行政書士や土地家屋調査士の方で直接法務局に地目変更の手続きを行う場合があります。</p> <p>今回の案件につきまして、土地家屋調査士の方から青森地方法務局八戸支局の方に地目変更の手続きが行われまして、その農地を管轄する新郷村農業委員会に転用の事実があるかないか照会がきたものでございます。国の通知によりますと、農業委員会の対応といたしましては、①農地転用あるいは非農地証明がなされているか確認をすること、②許可が無い場合は現地に農業委員 3 名と事務局職員が調査をすることとな</p>

	<p>っております。その結果に基づきまして転用許可が必要となります案件につきましては、③農地転用の許可権限並びに違反転用に関する指導権限がある青森県に照会をかけたうえで、その対応について農業委員会で確認し、その確認をもって法務局に回答することとなっています。</p> <p>まずは、①転用許可あるいは非農地証明がなされているかどうか、確認を行いました。村の農業委員会で保存している書類では確認が出来ない状況でございました。</p> <p>②次、9月2日に工藤会長、田守委員、長井委員の3名に現地調査をしていただき、土地の現況が原野であることを確認してございます。その後③転用許可権者である県の方に照会をかけた結果県からは原状回復命令を行う予定はないという回答がありました。</p> <p>国の通知では、照会から2週間以内に回答しなければならないことになっており、平成28年9月2日付、会長名で法務局へ回答をしております。</p> <p>4ページに回答書の写し、5ページ～7ページから登記申請書の写し、地籍図の写し、案内図の写しを添付してありますので、参考に願います。</p> <p>以上で報告を終わります</p>
議長	<p>次に日程第4 議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4 議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙のとおり農地の申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、使用貸借が1件でございます。</p> <p>9ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号18号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P10 農地法3条1項の調査書、P11 許可申請書の写し、P12 使用貸借契約書の写し、P13 申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、親子間の使用貸借であり、譲受人が農協組合員加入のため譲渡人と使用貸借の設定をするものであります。なお、貸借期間は5年間となっております。</p> <p>またP12 農地法第3条第1項の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上説明を終わります。</p>

議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番、長井委員から報告を求めます。
長井委員	<p>議案第25号 受付番号18番の、現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号18号の申請地の地目は畑であり、借り受け後も畑としてとして利用するということであります。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第25号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第5 議案第26号 農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>14ページをお開き下さい。</p> <p>日程第5 議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について説明いたします</p> <p>農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により下記の農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>平成28年8月22日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているもので整理番号28の3号の1件で農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、P15議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権及び使用貸借の設定</p>

	であります。P16は、新郷村長からの協議文書、P17からP21までは利用集積計画書の写しと位置図を添付しておりますので参考にしてください。以上で説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番、長井委員から報告を求めます。
長井委員	議案第26号の現地調査の結果を報告します。 議案第26号の申請地、整理番号28の3の地目は畑であります。 借り受け後も農地中間管理機構から借り受け人に畑で借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われ また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第26号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成28年 第11回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

議長

署名者

署名者